

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市町村民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第5節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る課税の特例</p> <p style="padding-left: 20px;">第7節～第12節 略</p> <p>第3章～第10章 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 市町村民税</b></p> <p style="padding-left: 40px;"><b>第2節 課税標準及び税率</b></p> <p style="padding-left: 80px;"><b>第3 課税標準</b></p> <p>12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、この場合においては次の諸点に留意すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 市町村民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第5節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る課税の特例</p> <p style="padding-left: 20px;">第7節～第12節 略</p> <p>第3章～第10章 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 市町村民税</b></p> <p style="padding-left: 40px;"><b>第2節 課税標準及び税率</b></p> <p style="padding-left: 80px;"><b>第3 課税標準</b></p> <p>12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、この場合においては次の諸点に留意すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所</p>

得金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれないものであること。

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条第1項に規定する一般利子等

イ 租税特別措置法第3条の3第1項に規定する国外一般公社債等の利子等

ウ 租税特別措置法第4条の4第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払いを受ける差益

エ 租税特別措置法第8条の2第1項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等

オ 租税特別措置法第8条の3第1項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等

カ 略

キ 租税特別措置法第41条の10第1項に規定する給付補填金等

ク 預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条第1項の規定による支払（同法第58条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補填金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

ケ 預金保険法第70条第1項による買取りの対価（同法第73条第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補填金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

コ 預金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い（同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補填金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる

得金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれないものであること。

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条      に規定する利子等

イ 租税特別措置法第3条の3      に規定する国外公社債等の利子等

ウ 租税特別措置法第4条の4      に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払いを受ける差益

エ 租税特別措置法第8条の2      に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等

オ 租税特別措置法第8条の3      に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等

カ 略

キ 租税特別措置法第41条の10      に規定する定期積金の給付補てん金等

ク 租税特別措置法第41条の12に規定する割引債について支払いを受けるべき償還差益

ケ 預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条第1項の規定による支払（同法第58条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補てん金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

コ 預金保険法第70条第1項による買取りの対価（同法第73条第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補てん金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

サ 預金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い（同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号若しくは第3号に掲げる給付補てん金、同項第4号に掲げる収益の分配又は同項第5号に掲げる

利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

サ 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第55条第1項の規定による支払(同法第60条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補填金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

シ 農水産業協同組合貯金保険法第70条第1項の規定による買取りの対価(同法第73条第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補填金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

ス 農水産業協同組合貯金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い(同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補填金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

なお、これらの利子等は、道府県民税利子割の課税対象となるものであること。(法23①XIV)

(4)・(5) 略

13~16 略

16の2 平成17年度以後の年度分の個人の市町村民税については、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第13項の規定の適用がある場合を除き、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものであり、法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第15項の規定の適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。(法313⑫・⑭、平成15年改正法附則10⑤)

利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

シ 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第55条第1項の規定による支払(同法第60条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補てん金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

ス 農水産業協同組合貯金保険法第70条第1項の規定による買取りの対価(同法第73条第1項の規定により同項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補てん金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

セ 農水産業協同組合貯金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い(同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補てん金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)

なお、右のクに掲げる償還差益を除くこれらの利子等は、道府県民税利子割の課税対象となるものであること。(法23①XIV)

(4)・(5) 略

13~16 略

16の2 平成17年度以後の年度分の個人の市町村民税については、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第13項の規定の適用がある場合を除き、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものであり、法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第15項の規定の適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。(法313⑫・⑭、平成15年改正法附則10⑤)

なお、特定配当等は道府県民税配当割の課税対象となるものであり、特定株式等譲渡所得金額は道府県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるものであること。

(法23①XV・XVII)

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(前年前において控除されたものを除く。)は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額(上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。)が3千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りではないこと。(法附則4⑩、令附則4⑩)

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産である土地等のうちその面積が500平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。)をいうものであること。(法附則4①II)

(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲

なお、特定配当等は道府県民税配当割の課税対象となるものであり、特定株式等譲渡所得金額は道府県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるものであること。

(法23①XV・XVI)

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第314条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(前年前において控除されたものを除く。)は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額(上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額\_\_\_\_\_又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。)が3千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りではないこと。(法附則4⑩、令附則4⑩)

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産である土地等のうちその面積が500平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。)をいうものであること。(法附則4①II)

(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲

渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4の2⑩、令附則4の2⑮）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものをいうものであること。

（法附則4の2①Ⅱ）

(3) 略

18～21の2 略

#### 第4 税率及び税額の計算

22～25の2 略

26 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法314の6）

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所

渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額\_\_\_\_\_又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4の2⑩、令附則4の2⑮）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものをいうものであること。

（法附則4の2①Ⅱ）

(3) 略

18～21の2 略

#### 第4 税率及び税額の計算

22～25の2 略

26 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法314の6）

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所

得金額の合計額であり、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

27～28の3 略

#### 第4節 賦課徴収

##### 第7の2 公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

43の2 市町村は、法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者については、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者の数が少ないこと等の特別の事情があるため特別徴収によることが不適當であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しなければならないものであること。この場合においては、左に掲げる者を除いては、その市町村内のすべての特別徴収対象年金所得者について、特別徴収の方法によって徴収しなければならないものであること。（法321の7の2①）

(1) 及び (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

得金額の合計額であり、上場株式等に係る配当所得 の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額\_\_\_\_\_又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

27～28の3 略

#### 第4節 賦課徴収

##### 第7の2 公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

43の2 市町村は、法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者については、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者の数が少ないこと等の特別の事情があるため特別徴収によることが不適當であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しなければならないものであること。この場合においては、左に掲げる者を除いては、その市町村内のすべての特別徴収対象年金所得者について、特別徴収の方法によって徴収しなければならないものであること。（法321の7の2①）

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者

(2) 及び (3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

#### 4 3 の 3 及び 4 3 の 4 略

### 第 8 法人の市町村民税の申告納付

#### 4 4 ~ 5 1 略

5 2 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第 6 9 条第 1 項の控除限度額又は同法第 8 1 条の 1 5 第 1 項の連結控除限度個別帰属額並びに法第 5 3 条第 2 4 項及び令第 9 条の 7 第 4 項の道府県民税の控除限度額を超える額があるときは、令第 4 8 条の 1 3 第 5 項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法 3 2 1 の 8④、令 4 8 の 1 3）

(1) ~ (8) 略

(9) 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第 3 2 1 条の 1 3 第 2 項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第 4 8 条の 1 3 第 5 項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第 3 2 項及び規則第 1 0 条の 2 の 4 の規定により補正することとされているものであること。（令 4 8 の 1 3）

(10) 略

5 3 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下 5 3 に

#### 4 3 の 3 及び 4 3 の 4 略

### 第 8 法人の市町村民税の申告納付

#### 4 4 ~ 5 1 略

5 2 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第 6 9 条第 1 項の控除限度額又は同法第 8 1 条の 1 5 第 1 項の連結控除限度個別帰属額並びに法第 5 3 条第 2 4 項及び令第 9 条の 7 第 4 項の道府県民税の控除限度額を超える額があるときは、令第 4 8 条の 1 3 第 5 項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法 3 2 1 の 8④、令 4 8 の 1 3）

(1) ~ (8) 略

(9) 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第 3 2 1 条の 1 3 第 2 項に規定する従業者の数にあん分して算定するものであること。

なお、2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第 4 8 条の 1 3 第 5 項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第 3 2 項及び規則第 1 0 条の 2 の 4 の規定により補正することとされているものであること。（令 4 8 の 1 3）

(10) 略

5 3 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下 5 3 に

において「仮装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8⑳・㉔～㉖)

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。(令9の8\_\_\_\_・48の14)この場合において、法人税にあっては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。(法人税法第135②)

(2)～(4) 略

(5) 略

ア～キ 略

54～63 略

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の3に相当する金額の所得割を課するものであること。(法附則33の2⑤)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

において「仮装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8⑳・㉔～㉖)

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。(令9の8の2・48の14)この場合において、法人税にあっては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。(法人税法第135②)

(2)～(4) 略

(5) 略

ア～キ 略

54～63 略

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の100分の3に相当する金額の所得割を課するものであること。(法附則33の2⑤)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。



- (1) 略
- (2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。(法附則33の2⑥)

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79 株式等の譲渡による譲渡所得については、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等との区分を行い、それぞれ総所得金額から分離して所得割が課税されるものであること。(法附則35の2・35の2の2)

79の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第5項の政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。)の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

- (1) 略
- (2) 当該納税義務者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。(法附則33の2⑥)
- (3) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対して課する所得割の額は、100分の1.8に相当する金額とされているものであること。(地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。)附則8⑩)

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79

株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第6項の政令で定めるところにより計算した金額に係る株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。)の例により計算した株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に対して課する所得割の額は、

(2) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、一般株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。(法附則35の2⑤・⑧II)

(3) 地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。)の公布の日(平成20年4月30日)前までに払込

当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額とされているものであること。(平成20年改正法附則8⑱)

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。(法附則35の2⑥・⑩II)

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第313条第15項の規定の適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。(法313⑭)

(4) 法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得の金額を限度として損益通算が認められるものであること。(法附則35の2の6⑪)

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑫)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第16項の規定により順次控除するものであること。

(6) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額については、株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。

(7) 平成20年改正法の公布の日(平成20年4月30日)前までに払込

みにより取得した特定株式の譲渡（平成20年改正法第1条の規定による改正前の法附則第35条の3第18項各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式の所有期間が3年を超える場合に限る。）に係る一般株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額であること。（平成20年改正法附則8②）

**79の3** 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第5項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、上場株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得から控除できないこととされ、また、上場株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。（法附則35の2の2⑤・⑧）

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第32条第15項の規定に適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。（法313⑭）

(4) 法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として損益通算が認められるものであること。（法附則35の2の6⑩）

(5) 前年3年以内に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び

みにより取得した特定株式の譲渡（平成20年改正法第1条の規定による改正前の法附則第35条の3第18項各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式の所有期間が3年を超える場合に限る。）に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額であること。（平成20年改正法附則8②）

上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑩)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第16項の規定により順次控除するものであること。

79の4 前年前3年内に生じた法附則第35条の3第16項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額については、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の3⑪)